

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人亀望会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の定義)

第2条 この規程で役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、報酬及び退職慰労金を支給する。

2 役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。

(役員等の報酬算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1定める額
- (2) 退職慰労金については、別表第2に定める算式より算出される額
- (3) 旅費交通費については、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給

(法人職員の報酬の取り扱い)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬は、理事会、評議員会又はその他の会議等に出席した都度支給する。
- (2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又死亡よりした後、評議員会の決議を経て、3か月以内に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の端数計算)

第7条 この規程により計算金額において、1円未満の端数が生ずるときには、その端数は切り捨てるものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	12,480 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,480 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	12,480 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,480 円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	12,480 円
理事会等会議への出席	12,480 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,480 円

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任解任委員会等会議への出席	12,480 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,480 円

(5) 第三者委員

	日 額
各種会議への出席	12,480 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,480 円

別表2 (役員等の退職慰労金算定式)

	基準額
理事長	年基準額 60 万円×在任年数
理事長を除く役員等	なし

※基準額を基本額として、評議員会の決議した金額を支給額として確定する。

※在任年数は1か年単位とし、端数は切り捨てる。